

本協会の自主規制規則の見直しに関する提案の募集について

平成 30 年 4 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 目的

本協会では、毎年、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管分科会等において審議を行い、見直しを行うこととしている。ついては、本年度においても、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集することとする。

2. 募集方法

(1) 募集対象

協会員及び協会ホームページを通じて幅広い関係者等に意見募集

(2) 募集内容

本協会の自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則及び関連するガイドライン等の見直し等に関する提案

(3) 募集期間

平成30年 4 月18日(水)から 5 月17日(木)まで

※本募集について協会員に通知する際には「自主規制規則の見直しに関する提案は、本募集に限らず、随時お寄せいただくことが可能である」旨を併せて周知する。

(4) 提出方法

別表様式に提案内容を記載のうえ、自主規制企画部あてに電子メール等にて提出

3. 今後の検討手順・スケジュール

時期	検討手順・スケジュール
平成 30 年	
4 月 18 日～5 月 17 日	○「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集期間 (協会員通知及びホームページに掲載)
6 月	○協会事務局において提案を整理・検討
	○協会事務局が「課題整理(仕分け表)」作成 (重要項目は、当面の主要課題に反映)
7 月	○自主規制会議、各所管分科会において「検討計画」を報告・公表
12 月	○自主規制会議、各所管分科会において「検討結果」を報告・公表
平成 31 年	
1 月以降	○自主規制会議、各所管分科会において「規則改正案のパブコメ実施」を審議・公表
〃	○自主規制会議、各所管分科会において「規則改正案」を審議・公表
〃	○規則改正施行

※平成 31 年度以降も、上記のスケジュールに沿って年 1 回を目処に実施する。

以 上

「株主コミュニティ制度に関する懇談会」設置要綱

平成 30 年 3 月 26 日

日本証券業協会

1. 設置の目的

本協会は、平成 27 年 5 月、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応える場としての、グリーンシート銘柄制度に代わる新たな非上場株式の取引制度として「株主コミュニティ制度」（以下「本制度」という。）を創設・運営しているところである。

本制度は、非上場株式の一定の取引・換金ニーズに応えつつも、投資者の範囲を制限することにより、投資者保護と発行者の開示義務等の負担の軽減を両立する仕組みとしている。

しかしながら、近年の政府の成長戦略等において、本制度の活用による新規・成長企業等へのリスクマネーの供給促進や地域経済への貢献等が謳われているにもかかわらず、その利用は未だ一部の地域や業態にとどまっている状況である。このため、現行制度が、どのような新たな役割を果たしうるのか、また、そのための課題は何かについて、関係者との間で認識を共有する必要があると考えられる。

このような問題意識を踏まえ、非上場株式に対する関係者のニーズ及び認識を共有し、本制度の更なる利活用に向けた課題・問題点の洗い出しと具体的な方策等についての意見交換を行うため、「株主コミュニティ制度に関する懇談会」（以下「本懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

本懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- ① 非上場株式に対する市場関係者（発行者、投資者及び仲介業者等）のニーズ及び認識
- ② 本制度を利活用する場合の課題・問題点と現行制度の改善策

3. 構成・運営

- ① 本懇談会は、会員の役職員、有識者及び市場関係者の役職員により構成する。
- ② 本懇談会には、座長を置く。
- ③ 本懇談会には、オブザーバーを置くことができる。
- ④ 本懇談会の座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

4. 事務の所管

本懇談会の庶務は、自主規制本部エクイティ市場部が担当する。

以 上

株主コミュニティ制度に関する懇談会委員名簿

平成 30 年 4 月
日本証券業協会

座 長	大崎 貞和	(株 式 会 社 野 村 総 合 研 究 所 未 来 創 発 セ ン タ ー)	フ	エ	ロ	ー	)
委 員	有吉 尚哉	(西 村 あ さ ひ 法 律 事 務 所	パ	ー	ト	ナ	ー)
〃	石井 宏明	(有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ	パ	一	ト	ナ	ー)
〃	今村 九治	(今 村 証 券 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長)				
〃	金澤 光俊	(み ず ほ 証 券 株 式 会 社	コーポレートファイナンス部 ヴァイスプレジデント)				
〃	木下 正賢	(三 菱 商 事 株 式 会 社	財 金 融 市 場 チ 務 ー ム リ ー ダ ー)				
〃	呉 雅 俊	(一 般 社 団 法 人 日 本 ベ ン チ ャ ー キ ャ ピ タ ル 協 会	常 務 理 事)				
〃	柘植 裕人	(富 士 通 株 式 会 社	事 業 戦 略 統 括 部)	ネ	一	ジ	ヤ
〃	泊 健 一	(徳 島 合 同 証 券 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長)				
〃	藤 本 毅	(み ら い 証 券 株 式 会 社	審 査 部 長)				
〃	本 田 佳 則	株 式 会 社 野 村 資 産 承 継 研 究 所 (野 村 証 券 株 式 会 社	研究部コンサルティング課 課長 ソリューション & サポート部 ソリューション・マーケティング課 課長)				
〃	松尾 順介	(桃 山 学 院 大 学	経 営 学 部 教 授)				
〃	松 本 厚	(大 和 証 券 株 式 会 社	I B ソ リ ュ ー シ ョ ン 部 ソ リ ュ ー シ ョ ン 課 副 部 長)				
オブザーバー	池田 直隆	(株 式 会 社 東 京 証 券 取 引 所	上 企 画 グ ル ー プ 課 部 長)				
〃	東原 都男	(金 融 庁	監 督 局 証 券 課 地 域 証 券 監 督 調 整 官)				
〃	安松 志郎	(金 融 庁	総 務 企 画 局 市 場 課 市 場 企 画 室 課 長 補 佐)				

以 上 16 名
(敬称略 五十音順)



JSDA

日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

国債取引の決済期間T+1化について

平成30年4月17日

日本証券業協会

1. 国債取引の決済期間T+1化までの流れ

2009年 9 月	「国債の決済期間の短縮化に関する検討WG」（WG）を設置
2012年 4 月	T+2化移行
2014年11月	「国債の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」を公表
2015年 6 月	「国債の決済期間T+1化の実施目標時期等について」を公表 T+1化の実施目標時期を、2018年度上期（4月又は5月の連休後）と決定
2017年 2 月	「国債取引の決済期間T+1化等の実施予定日について」公表 2018年5月1日（火）（約定分）を実施予定日とすることについて、決定
2017年 8 月	「T+1化の実施日の決定に係る手続きについて」公表（同年12月に数値基準公表）
2017年10～11月	総合運転試験（RT）フェーズ1及びフェーズ2を実施・完了
2018年 1～3 月	総合運転試験（RT）フェーズ3を実施
2018年 3 月15日	「国債取引の決済期間T+1化にかかる総合運転試験（RT）フェーズ3の成否判断結果について」公表 数値基準を満たしたことから、WGにて総合運転試験（RT）フェーズ3の成否を「成」と判断 「国債取引の決済期間T+1化の実施日延期の要否判断結果について」公表 成否判断結果を受けて、実施日延期を不要と判断
2018年 4 月 3 日	「国債取引の決済期間T+1化の実施日の決定について」公表 証券保管振替機構及び日本証券クリアリング機構にてシステムの稼働の成否を「成」と判断、 2018年5月1日（火）（約定分）を実施日に決定
2018年 4 月29日	「国債取引の決済期間T+1化に係るインフラ機関のシステム移行作業結果について」公表予定
2018年 5 月 1 日	国債取引の決済期間T+1化実施

2. 国債取引の決済期間T+1化の実施日の決定について

【HP掲載文書】

平成30年4月3日、本協会では、
市場参加者等においてRTによりT+1化
を想定した取引についてシステム及び作
業上の問題がないと確認されたこと、
インフラ機関においてシステム稼働判定
について問題がないと確認されたこと
等を踏まえ、
国債取引の決済期間T+1化の実施
日を、当初予定どおり、5月1日(火)
(約定分)と決定し、HP等で公表

平成30年4月3日

各 位

日本証券業協会

国債取引の決済期間T+1化の実施日の決定について

国債取引の決済期間T+1化(以下「T+1化」という。)については、実施
予定日を平成30年5月1日(火)(約定分)と決定しております。
また、T+1化の実施日は、証券保管振替機構及び日本証券クリアング機
構(以下「両機構」という。)のT+1化に係るシステムの稼働判定結果を踏
まえて決定することとしております。
今般、両機構より、T+1化に係る自社システムの稼働判定を行った結果、
本稼働に向けて障害は確認されなかった旨の報告を受けたことから、本協
会ではT+1化の実施日を平成30年5月1日(火)(約定分)と決定いたしま
したので、お知らせいたします。
本協会においては、今後とも、関係当局・関係機関、市場関係者と協力し、
T+1化への円滑な移行等に向けて、必要な周知・啓蒙活動を推進してい
く所存です。

以 上

本件に関するお問い合わせ先: 政策本部 企画部 (Tel:03-3667-8535)

3. 国債取引の決済期間短縮化の意義

【決済リスクの削減】

- 決済期間の短縮化により、未決済残高の縮減とポジション再構築期間の短縮の両面を通じ、取引相手が決済不能に陥った場合に自己のポジションを再構築するためのコストや、デフォルトやフェイルに伴う流動性リスクを抑制する効果がある。

【国債市場・短期金融市場の流動性・安定性・効率性の向上】

- 決済期間の短縮を通じて、金融資産としての国債の換金性が高まり、金融機関の安全で迅速な資金調達手段が充実するとともに、投資家の短期の余資運用手段が多様化するほか、短期金融市場の発展にもつながる。それにより、国債市場の流動性の向上にも貢献し得る。

【国際的な市場間競争力の維持・強化】

- 決済期間の短縮化に向けてレポ取引に係るインフラ整備や国際的な規制及びクロスボーダー取引への対応を進めることで、海外市場での日本国債の活用が大きく進み、ひいては国内・海外における日本国債市場の発展につながることが期待される。